平成２１年（フ）第２３７９８号
東京都北区赤羽台１丁目８―10―307
債務者　宮田　　坦
1　決定年月日時　平成21年12月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月９日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月９日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２３７９９号
東京都北区赤羽台１丁目８―10―307
債務者　宮田　照子
1　決定年月日時　平成21年12月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月９日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月９日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２３８０４号
東京都葛飾区青戸１丁目17―14
債務者　細谷千恵子
1　決定年月日時　平成21年12月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月９日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月９日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２３８１２号
神奈川県川崎市高津区二子４丁目１－５
債務者　山田　雄一
1　決定年月日時　平成21年12月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月９日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月９日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２３８３８号
東京都八王子市別所１丁目38―４―404
債務者　北村登貴子
1　決定年月日時　平成21年12月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月９日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月９日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２３９１０号
栃木県宇都宮市南大通１－８－９、住民票上の住所栃木県那須塩原市東遅沢130
債務者　後藤　里子
1　決定年月日時　平成22年１月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月９日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月９日午後１時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２３９６９号
東京都小平市喜平町１丁目８－７―103
債務者　草柳　昭子
1　決定年月日時　平成21年12月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月９日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月９日午後１時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２３９７３号
千葉県長生郡一宮町東浪見105―18
債務者　遠藤　政芳
1　決定年月日時　平成21年12月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月９日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月９日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２３９８７号
東京都町田市金森777　第６都営金森12―401
債務者　澤田　弘彦
1　決定年月日時　平成21年12月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月９日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月９日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２３９８８号
東京都東村山市諏訪町１丁目２―19
債務者　杵山　佳代
1　決定年月日時　平成21年12月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月９日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月９日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２４０７８号
東京都荒川区西日暮里２丁目46―２―302
債務者　小松崎伸一
1　決定年月日時　平成21年12月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月９日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月９日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２４１０８号
東京都足立区関原３丁目37―２
債務者　児玉　佳子
1　決定年月日時　平成21年12月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月９日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月９日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２４１０９号
千葉県市川市国府台４丁目９―42　ライトコート国府台Ⅲ101
債務者　寺門　孝行
1　決定年月日時　平成21年12月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月９日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月９日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２４１２３号
東京都葛飾区高砂１丁目23―15
債務者　齋藤　直樹
1　決定年月日時　平成21年12月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月９日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月９日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２４１４４号
東京都足立区青井３丁目15―８―304
債務者　廣田　　章
1　決定年月日時　平成21年12月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月９日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月９日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２４１４５号
東京都足立区青井３丁目15―８―304
債務者　廣田　香子
1　決定年月日時　平成21年12月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月９日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月９日午前11時
東京地方裁判所民事第20部